

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第21号

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例

(鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年鳥取市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号エ中「感染症予防法第6条1項」を「感染症予防法第6条第1項」に改める。

第9条の4第1項第2号ア中「精神保健第27条第1項」を「精神保健法第27条第1項」に改める。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正)

第2条 鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例（令和2年鳥取市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。